

京都市告示第223号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、平成31年4月26日付け京都市告示第106号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を、同条第2項の規定に基づき、次のとおり解除します。

令和元年7月9日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市東山区今熊野北日吉町61番4、62番及び63番 以上の地番の一部

京都市東山区今熊野日吉町54番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)